

第1 はじめに

2012年1月25日に長良川河口堰検証プロジェクトチーム(座長：小島政策顧問)から知事に提出された報告書(以下「PT 報告書」という。)において、知事に提言されている諸課題の検討を行うため、2012年4月12日に庁内関係10課で構成される長良川河口堰庁内検討チーム(以下「庁内検討チーム」)が設置された。

庁内検討チームは諸課題(「愛知県の率先的行動」)について、これまで主に「水道水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切り替え」「福原輪中についての塩害防止に関する調査」の検討を行い、現在までに多くのデータ解析や知見の収集を進めている。

2021年度はこれまで庁内検討チームが行ってきた検討について整理した。

なお、これまでの検討にあたっては、いずれも庁内検討チーム独自で検討を行っており、関係利水者等との調整を経たものではない。

愛知県知事への提言(PT 報告書抜粋)

4 長良川河口堰のより良き運用に向けての知事への提言

(1) 合同会議の設置

1) 長良川河口堰の運用最適化の議論に関する前提の相違

長良川河口堰の運用の最適化の考え方に関する論点は、「河口堰上流に塩水を遡上させる運用を行う」のか、それとも「河口堰上流に塩水を遡上させない運用を行う」のかであり、この前提の違いが、「開門調査」を掲げる愛知県知事及び名古屋市長と国土交通省・水資源機構との取り組みの違いとなっている。

このようなギャップは、行政間で調整が図られる必要があるが、PTの提言は、「河口堰上流に塩水を入れないことを前提とする運用」をしている現行の「弾力的な運用」にとらわれず、「全面的な開門」も含めた、より包括的な運用をも含む前提に立ち、「より良き運用に向けての知事への提言」とすることとした。

2) 合同会議の設置とその運営

上記のギャップを埋める作業は、愛知県PT及び専門委員会の専門家、国土交通省・水資源機構の弾力的な運用の検討に関わる専門家といった区別無く検討を行うことが望ましい。しかしながら、実務的には、愛知県が設置する専門家の会議と国土交通省が設置する専門家の会議との合同会議を設置して審議し、その審議結果を、委員を委嘱した愛知県及び国土交通省に報告して長良川河口堰の運用に関する政策形成に活かしていくことが考えられる。その場は河口堰の弾力的な運用から更なる弾力的な運用、そして開門調査までのあらゆる可能性を、テーブルの上に載せて審議することが前提となる。

このような合同会議では、市民・県民、さらには国民に開かれた議論を行うべきであり、さらに、一般の方々からの意見を受け付けて専門家の議論に生かし、かつ、様々な分野の専門家から信頼を得られる運営が行われることが望ましい。なお、合同会議の運営の方法については、通常、合同会議での合意により決定されることになる。

(2)関係者の理解・合意と愛知県の率先的行動

1) 合同会議設置に向けた愛知県の措置

合同会議の設置には、委員の旅費や手当等の会議開催のための予算を作りうるため愛知県当局と国土交通省の判断が必要である。差し当たって愛知県が率先して、こうした合同会議の実現のためのさまざまな障害を取り除いていく努力が必要である。その一つがこのための予算措置を行うこと、さらにこのPTで積み残している検討を進めるための体制を県庁内に整えることが求められる。

2) 関係者の理解・合意

長良川河口堰については、国の機関や地方自治体のほか、環境や漁業関係者や、利水、治水、塩害についての関係者が存在することから、これらの関係者に納得のいく説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。その場合、「愛知県民にとって最適の運用」とくに愛知県民・名古屋市民の負担の軽減を理由とするだけでは、他の関係者の理解を得ることは困難であり、長良川流域全体の観点からの説明が必要であることを強調したい。

そして、関係者の合意が得られた場合には、関係者からなる「開門調査」に関する協議機関を設け、これらの会議は全面公開し、関係者の自由な参加を促し、また、開門調査の調査項目並びに方法を審議する専門家からなる委員会を設置することが適当である。

愛知県は、中京圏のリーダーとして、長良川河口堰問題においても流域全体、日本・世界を視野に入れて愛知県民の利益を考えて、的確な問題提起とその実現のための行動をされることを望みたい。

3) 愛知県の率先的行動の実施

長良川河口堰のより良い運用に関連して、愛知県が単独で行うことが可能な事項がある。それらは、①水道水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切り替え、②福原輪中についての塩害防止に関する調査、③水道水の安定供給システムに関する検証とその結果を踏まえた愛知県の水需給のバランス及び渇水リスクの見直し、④工業水道・上水道企業会計適正化、⑤愛知県・名古屋市での節水努力の呼びかけ、⑥愛知県内の農業用水の取水実態及び使用実態の調査等である。これらの率先的検討は、愛知県が提起した課題について真摯に取り組んでいることを示すことになり、関係者の理解を得る上で有効である。

また、知多半島の水道水源の切り替え、水需給の見直しと公営企業会計の適正化は、それ単独でも行政のサービス向上及び行政の適正化の観点からも検討に値する事項である。

愛知県の率先的行動（再掲：県によるまとめ）

- ① 水道水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切り替え
- ② 福原輪中についての塩害防止に関する調査
- ③ 水道水の安定供給システムに関する検証とその結果を踏まえた愛知県の水需給のバランス及び渇水リスクの見直し
- ④ 工業水道・上水道企業会計適正化
- ⑤ 愛知県・名古屋市での節水努力の呼びかけ
- ⑥ 愛知県内の農業用水の取水実態及び使用実態の調査